

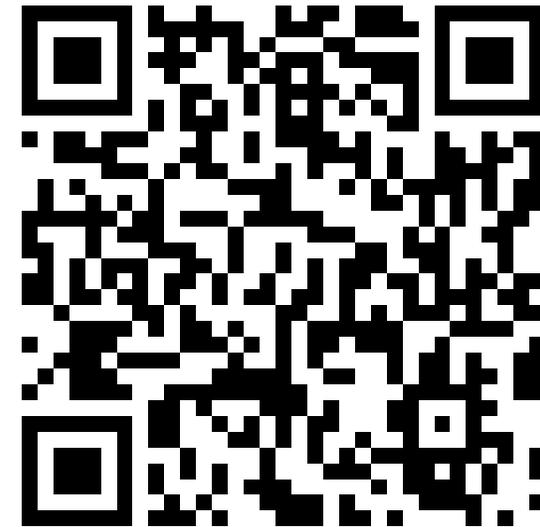
シラバスガイド策定作業を通して 考えた授業・カリキュラムの質

菊池 昌彦（茨城大学 学務部 学務課 課長）

鳶田 敏行（大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授）

コメンテーター 光田 好孝（大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授）

- 13 : 05 – 14 : 05
講義「シラバスガイド策定作業を通して考えた授業・カリキュラムの質」
- 14 : 05 – 14 : 30 質疑応答（質問記入タイム14 : 05 – 14 : 10）
- （講義中も記入できます）
- 最大延長14 : 40となります。
- URLやQRコードはこちら



<https://v2.liveq.page/events/open/9gbVByeRi5GRk4XE1DT6RDgcgtvu>

- 全国的に、教育の内部質保証については、課題があると考えられる。
- 授業－教育プログラム（カリキュラム）－学部－全学という階層性を考慮して、継続的かつ組織的な教育改善の仕組みを整えてはいるが、実際に成果を上げているのだろうか。
- 教育（の質保証）の基本は授業とカリキュラムであると考えられるが、シラバスが十分に書けていない事案をよく見聞きする。
- 茨城大学の事例、評価現場で得られた知見などをもとに「シラバス」運用の課題と解決策について整理し、「どのようにすれば①シラバスガイドを作ることができるか、また、②それを用いてシラバスの点検ができるのか」ということに迫っていきたい。

-
- 自大学のシラバスの各項目について、その意味や意義について、学則等（大学設置基準等）などを踏まえ説明することができる。
 - シラバスについて、「とにかく埋めてもらおう」ような運用から、学生にとっては学びのガイド、教員にとっては授業設計を助けるツールとなるような運用に向け、現状と課題を整理することができる。

- 理解度、満足度が高い授業なのか？
- 教育目標（DP等）を達成することが求められている。
- カリキュラムの中での役割を適切に果たしている授業？ → 「カリキュラムの中で果たすべき役割」が分かっているから、授業の到達目標を設定できるのではないのか？（こういう状態の学生をこういう状態に持っていく等）
- 最初は、たぶん、そう設計されているが、みなさん、改善を進めるので、いろいろ齟齬が出ているかもしれない。
- もっとも学んでムダなことは（かぶっていても）あまり無いだろうが、時間は有限である。→ 先生方の努力が組織目標の達成に寄与しない？
- 部分最適から全体最適。個からチームへ？

- 大学の教育活動の大半は授業。
- 授業を「きちんと」やるためには以下の2点が必要ではないか。
- 1) 学則（大学設置基準：ミニмум・リクワイアメント）を適切に理解すること：FDなどの研修
- 2) 組織目標（DP等）に照らして授業科目の位置づけと役割を理解して到達目標の設定、授業設計と実施、成績評価、点検と改善ができること：授業点検（個人）、シラバスチェック（組織）、成績分布のチェック（組織）、CPのチェック（組織）
- シラバスが適切に書けて、適切に運用されている、という状態になっていれば、概ねこれらのことは達成しているだろうし、学修成果を適切に身につけてもらっているのではないだろうか。

- DP等を持つ最小単位で、自律的かつ組織的な改善活動をどのように続けてもらうのか？ → 何のためにやるのか？
- 場ときっかけとコンテンツは整備された（はず）。
- 教育改善の「場ときっかけ」は、内部質保証の体制と手順として、各大学が規程類に整備した（システム化された）。
- IR機能が整備され、コンテンツは不十分ながらも充実しつつある（目的を見失っている感はあるが。）
- あとは、やるだけじゃないのですか？

- ①シラバス記入要領（簡潔な書面）がある、②シラバスガイドはあるが不十分、③シラバスガイドはあるが未活用、④シラバスガイドもあり十分に活用のいずれか（？）。
- チェック体制は、空欄の有無を確認し記入を促すようなケースが多い？：授業内容に踏み込んで言及は難しい？ → 各教員がそれぞれ納得して自ら十分な授業計画を立てればよい？
- 授業実施結果は、個人的点検に留まり、組織的点検は十分に行われているとまでは云えない状況も一部にある（？）：温度差、成績評価基準？
- 組織的な学習成果を確認できていないケースもある → 学習成果が上がらない：誰かの教授法がダメなのではなくて、カリキュラムがダメ、という方向で、考えていただく方が、たぶん、健全です。
- ①目標（DPとの関係）、②単位と授業計画、③成績評価とカリキュラム点検の順にシラバスガイドと運用をどのようにすればよいか、についてみていきたい。

①目標（DPとの関係）

分析項目 6 - 4 - 3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

【分析の手順】

- シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。
- 芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する。
- すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。
- 授業形態（講義、演習、実験、実習等の組合せ・バランス）、学習指導法（少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等）の工夫を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。
- 大学院課程の修了要件は、必要単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文審査等の審査及び試験に合格することであることを踏まえ、研究指導に相当する授業科目が設定されている場合には修了要件必要最低単位に含めていないことを確認する。

①目標（DPとの関係）

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料

【関係法令等】

- 大学設置基準第24条（授業を行う学生数）、第25条（授業の方法）、第25条の2（成績評価基準等の明示等）
- 専門職大学設置基準第17条（授業を行う学生数）、第18条（授業の方法）、第19条（成績評価基準等の明示等）
- 大学院設置基準第12条第1項（授業及び研究指導）、第14条の2（成績評価基準等の明示等）、第15条（大学設置基準の準用）、第16条（修士課程の修了要件）、第16条の2（博士課程の前期の課程の取扱い）、第17条（博士課程の修了要件）
- 専門職大学院設置基準第7条（授業を行う学生数）、第8条（授業の方法等）、第10条（成績評価基準等の明示等）、第20条の4（法科大学院の授業を行う学生数）、第20条の5（法科大学院の授業の方法等）
- 平成13年3月30日文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条第2項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等）

①関係する法令等

大学設置基準

(教育研究上の目的)

第二条 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

学校教育法施行規則

第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。

一 卒業又は修了の認定に関する方針

二 教育課程の編成及び実施に関する方針

三 入学者の受入れに関する方針

2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

シラバスガイド作成の背景・経緯

平成29年度教育改革

- 改組（2学部1研究科）
- 新たな共通教育開始
- 教育システム改革
- ・クォーター制導入 など

数々のギモン

（副学長・教員・事務）

- クォーター制大丈夫？
- シラバス役に立ってる？
- 主体的学びができています？
- 授業時間外学修やってる？
- CAP制機能してる？

（よくわかんないから）

Surveyしよう！

（教育システム実態調査）

【調査対象：教員・学生】

- ・シラバス
- ・科目ナンバリング
- ・アクティブ・ラーニング
- ・2学期クォーター制
- ・学修環境整備状況 など

- ・クォーター制のメリットが活かされていない！
- ・授業が駆け足で内容が薄い！
- ・授業時間外学修が少ない！
- ・教員も苦戦している！

など、様々な課題が・・・

副学長主導の
分析・状況把握
(ワークショップ型)

- ただ項目を埋めるだけではなく、根本的な授業デザインの考え方を換えよう！
- 共通理解をもってチームでカリキュラム，授業を考えよう！

シラバスガイドの作成

到達目標をしっかりと書いてもらうには（茨城大学の取組）

教育目標・DPを達成するために 担当授業科目に期待されていることを理解する

茨城大学シラバスガイド

【シラバス作成前の点検】

- ①シラバスを作成する授業科目のカリキュラム上の位置づけを確認する。
- ②カリキュラム体系の上下左右に位置する（自身の担当する授業科目を履修する学生が履修済みである，あるいは今後履修することが想定される）授業科目（関連科目）のシラバスにより，自身の担当する授業科目との到達目標，授業計画の関係性や水準等が適切であるかを確認する。
- ③上記②において，科目との関係性や水準等が適切ではないと判断される場合や，関連科目のシラバスが未入力の場合は，関連科目担当教員と摺り合わせる。

到達目標に限らず，授業計画，
評価のうえでも必要なことかと

茨城大学シラバスガイド

【各項目記載における留意点】

[到達目標]

- ・ 学生の自学自習を促すことを念頭に、この目標達成が成績評価に直接結びつくことに鑑み、授業終了段階で修得すべき知識や能力等について、当該授業に関わる観点（知識、思考、意欲、行動、技能、表現など）を踏まえ、できるだけ具体的に記述する。
- ・ 学生を主語に文末を「理解している」、「説明できる」、「考察できる」等の形で記述する。

【関連するディプロマ・ポリシー(DP)の要素・能力】

課程別DP（←課程別のDP要素表あり）の要素・能力を確認し、当該授業科目で身に付けることが可能と担当教員が判断するDP要素に下記の記号を選択する（複数可）。該当しない場合は“－”を選択する。



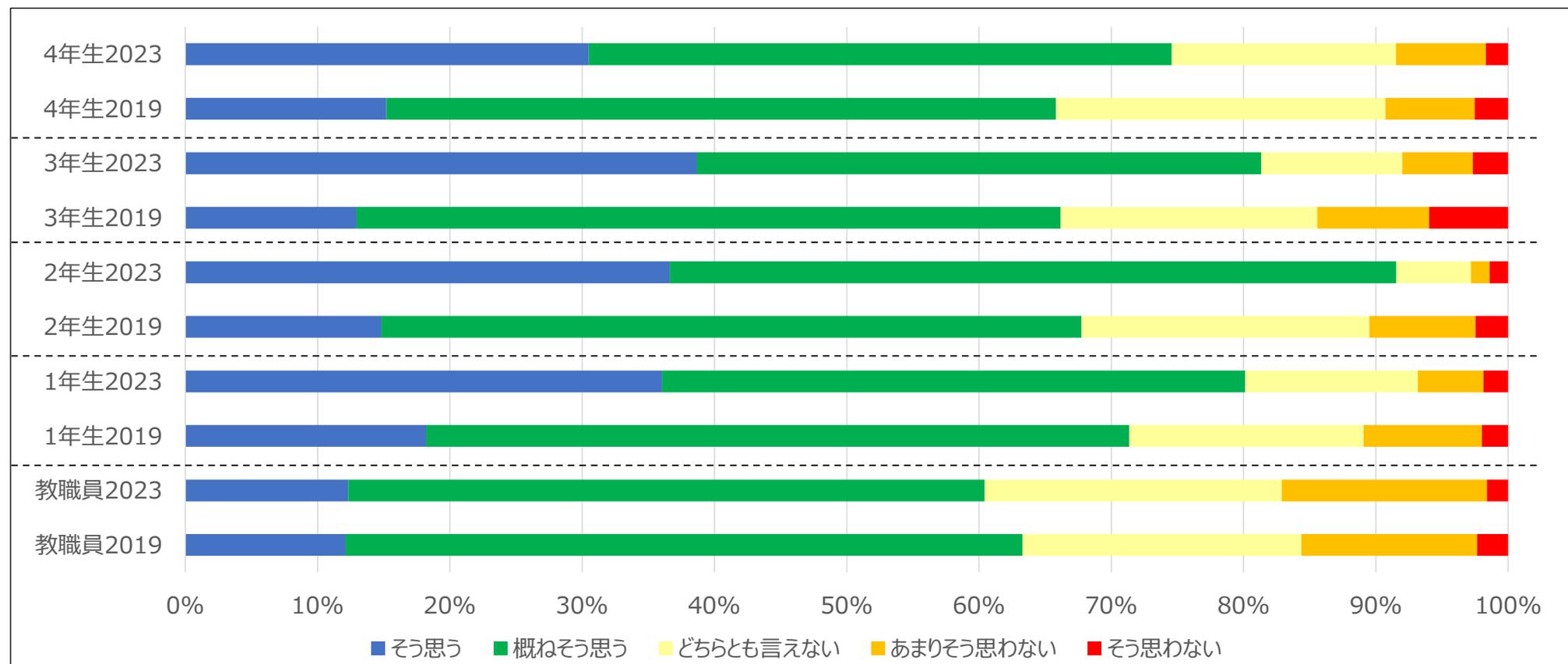
DPの要素・能力の向上が大いに期待できる	→	◎
DPの要素・能力の向上が期待できる	→	○
DPの要素・能力に関連する内容を含む	→	△
DPの要素・能力に該当しない	→	－

教育システム実態調査（2019.2，2023.1実施）

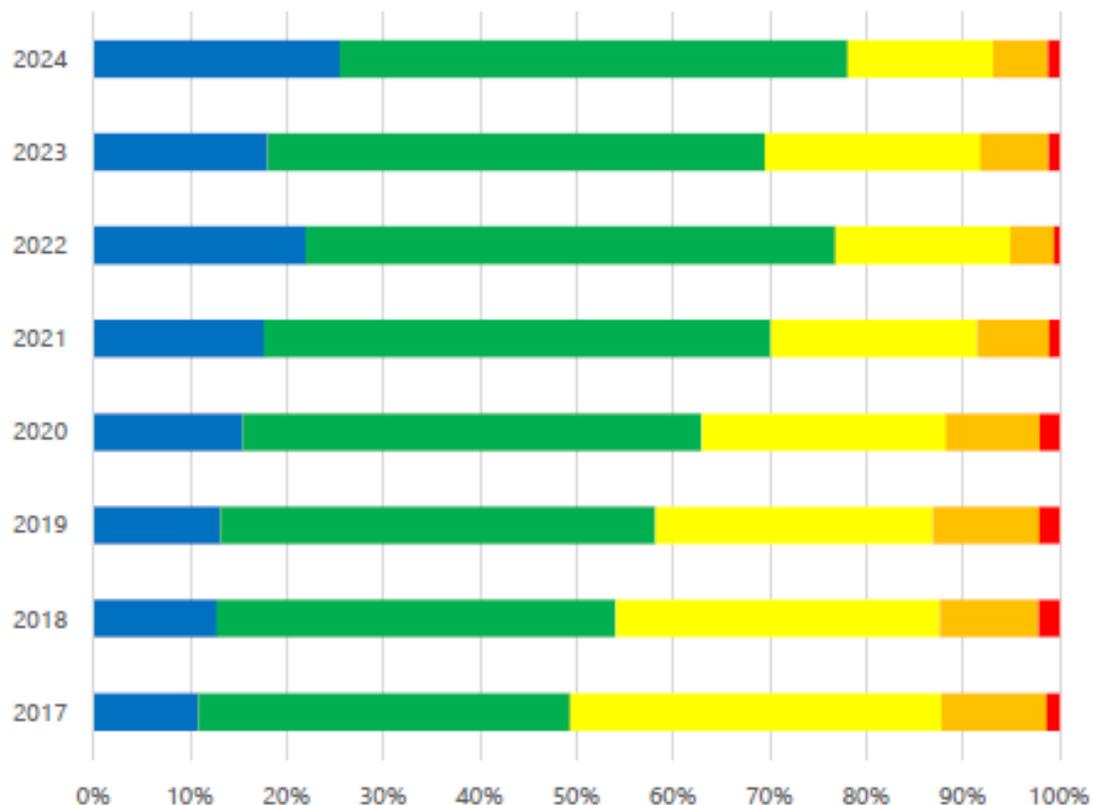
設問

（学生向け）シラバスは、授業科目の選択や在学中の学修をデザインする上で役に立ちましたか？

（教職員向け）現在のシラバスは、学生にとって授業選択や在学中の「学びのデザイン」をする上で役に立っていると思いますか？



卒業時調査におけるDP達成度（茨城大学 学士課程）



■ 身につけている ■ ある程度身につけている ■ どちらともいえない
■ あまり身につけていない ■ 全く身につけていない

茨城大学学士課程DP（要素）

1.世界の俯瞰的理解

自然環境、国際社会、人間と多様な文化に対する幅広い知識と俯瞰的な理解

2.専門分野の学力

専門職業人としての知識・技能及び専門分野における十分な見識

3.課題解決能力・コミュニケーション力

グローバル化が進む地域や職域において、多様な人々と協働して課題解決していくための思考力・判断力・表現力、及び実践的英語能力を含むコミュニケーション力

4.社会人としての姿勢

社会の持続的な発展に貢献できる職業人としての意欲と倫理観、主体性

5.地域活性化志向

茨城をはじめとする地域の活性化に自ら進んで取り組み、貢献する積極性

「到達目標」に期待すること

【学生】

- ・ 目標を示すことで自学自習を促進（授業時間外学修の増加→単位の実質化）
- ・ 知識・能力等の修得にあたっての観点の提示（ 〃 ）
- ・ 明確・公正な評価→評価に納得？納得しなければ異議申立て

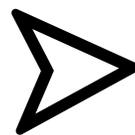
【大学・教員】

- ・ 教育目標・DPの再認識 [DP達成度の確認]
- ・ 担当科目のカリキュラム上の位置づけ（範囲・配列・レベル）を再確認
[コースツリー等体系性を示すものを活用]
- ・ 成績評価基準の設定（達成：B, 達成してないけどまあ.....オマケ：C)

ちゃんと理解して
書いてくれています？

納得して
書いてくれています？

- ・ 副学長・学部長などの理解とリード
- ・ エビデンス→FDなどで共有



雰囲気作りをすることにより、
内発的にちゃんと書いてくれる
ようになると思います

②単位（時間）と授業計画

分析項目 6 - 3 - 2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること

【分析の手順】

- 一単位の授業科目を 45 時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、科目の内容が設定されていることを確認する。
- 授業科目の所要時間数について学則等によって規定されていることを確認する。

※次の場合は、科目の内容がふさわしい水準になっているものとする。

- 信頼できる分野別第三者評価機関によって保証されている場合（このような外部評価が行われている場合は、基準 2 - 3 の分析において付記することができる。）
- 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部質保証において保証されている場合
- シラバスを検証することによって、45時間の学習時間が必要であることを確認できる場合
- 自己点検・評価において水準に関する検証を大学等の目的に則したその他の方法によって実施し、検証されている場合

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- 分野別第三者評価の結果、学則等の授業科目の時間数に関する規定、日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料、シラバス、その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料

②単位（時間）と授業計画

大学設置基準

（単位）

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（授業の方法）

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

②単位（時間）と授業計画

大学設置基準

（成績評価基準等の明示等）

第二十五条の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

大学院設置基準

（成績評価基準等の明示等）

第十四条の二 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

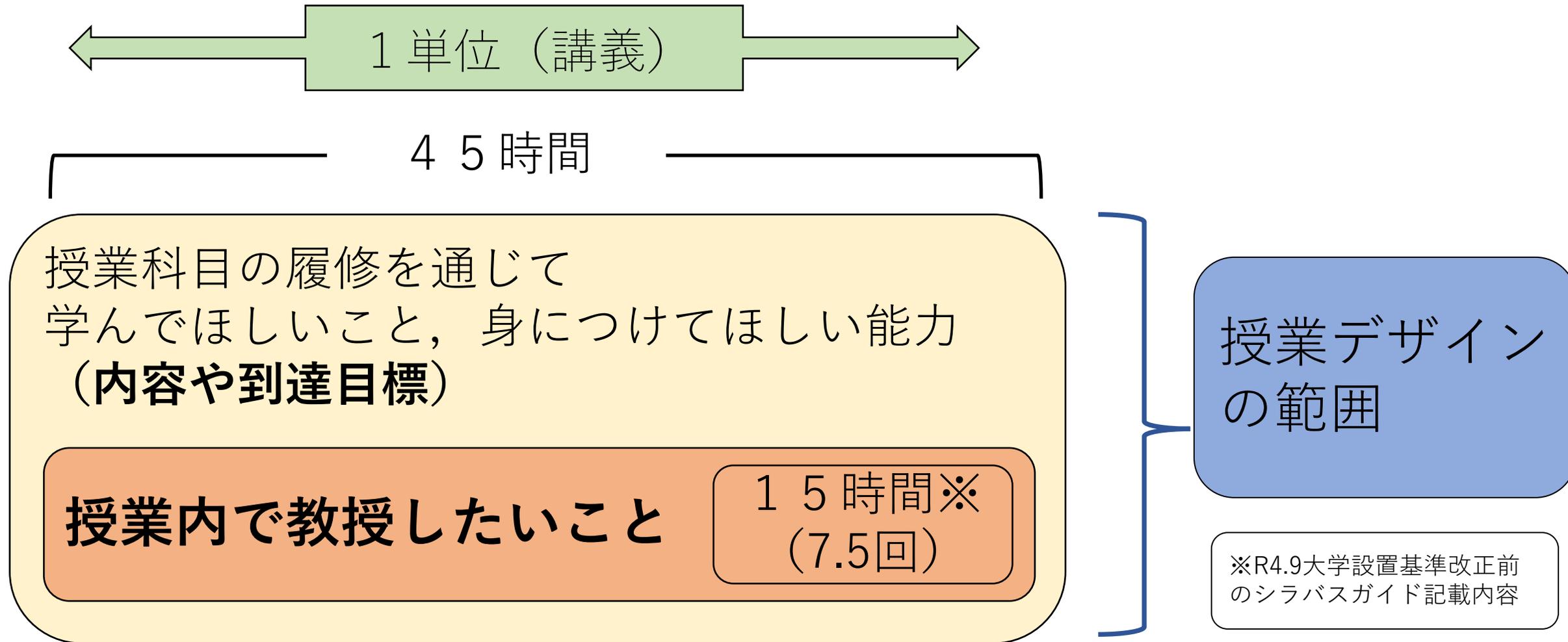
②単位（時間）と授業計画

- 90分授業は、120分（2時間）の授業時間として換算。
- 2単位の講義系科目であれば、1単位は45時間なので、2単位×45時間＝90時間の学修が必要。うち授業は一般には2時間×15回＝30時間。残り60時間が予習、復習など授業外学修となる。
- 15回の授業に試験回は含まれない、という方針が示されて16週かけて授業をやるようになる。（なので中間試験オンリー回は微妙？）
- 祝日の増加等で学年暦が組みづらくなっていったため100分・14週、105分・13週などの授業時間変更などが進む。
- 集中講義など含め確認してます？ 十分な教育効果？

（各授業科目の授業期間）

第二十三条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

授業デザインの基本的な考え方（シラバスガイド）



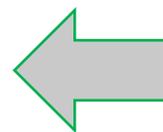
2
単
位
講
義
90
時
間
の
学
修
必
要

120分
2時間

×
15回

||

- 30時間
授業時間



授業時間 準備時間等

90分 30分

2h : 4h
→ 1 : 2

初等中等教育 : 50分 + 10分 = 60分
高等教育 : 100分授業だったが…。

= 60時間 ÷ 15 = **4時間**
予習・復習
の時間

授業1回あたり
授業外学習時間

週あたり何コマ受講できる？CAP

$$124\text{単位} \div 4\text{年} = 31\text{単位} \div 2\text{学期} = 15.5\text{単位}$$

124単位で
卒業するならば

半期ごとに「2単位の講義」換算で
8本程度履修すればよい（四捨五入）

授業：2時間× 8本 = 16時間（12h）

予習復習：4時間× 8本 = 32時間（24h）

合計：48時間（36h）

一般的な労働者の労働時間（週37時間45分）とほぼ同じ学習時間が必要
遊びやアルバイトは超勤？…。

半期24単位CAP → 24単位×45時間 ÷ 15週 =

毎週72時間（平日、1日当たり約14時間半） → 無謀??

②単位（時間）と授業計画（参考）

大学院設置基準

（修士課程の修了要件）

第十六条修士課程の修了の要件は、大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、前条において準用する大学設置基準第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は七単位を超えないものとする。

三十単位以上を修得

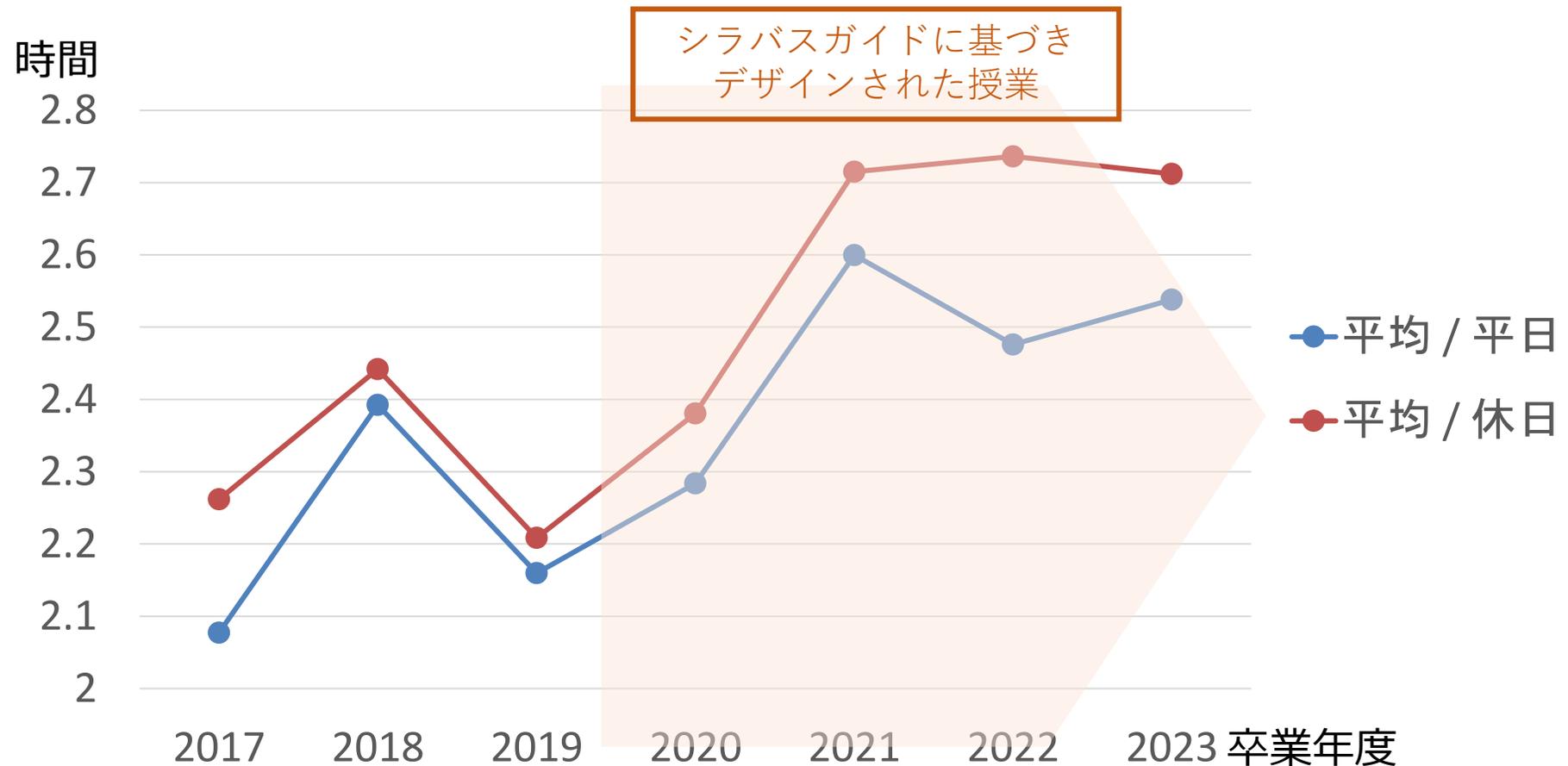
かつ

必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格すること

AかつBは、AとBの両方を満たす、という意味では？

【卒業時調査 学修時間経年変化】

4年間を通して、1日に平均で授業外の学修を何時間行いましたか？

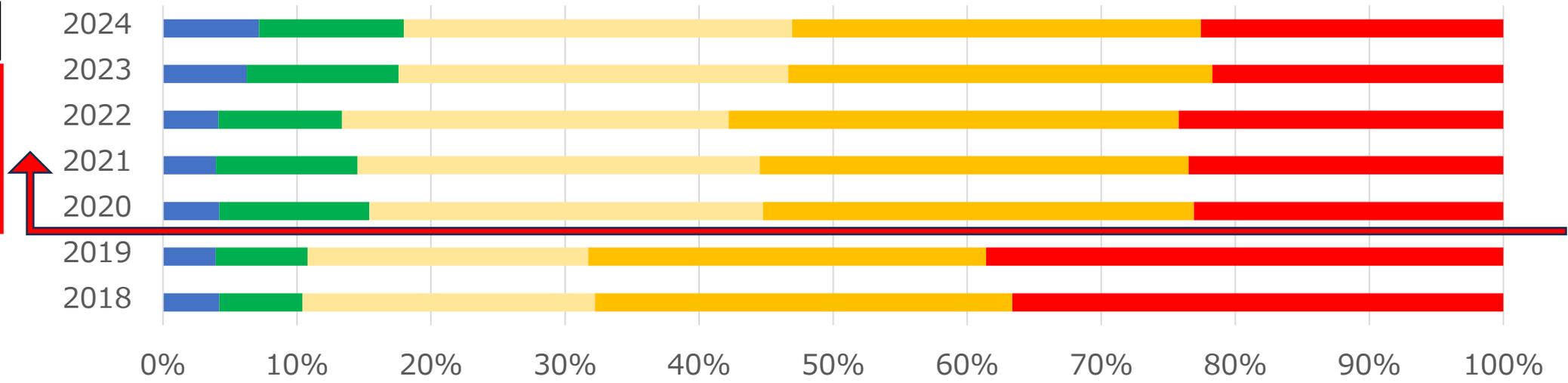


第2クォーター，前学期授業アンケート

全体を通して、1回の授業についてどの程度予習・復習をしましたか？

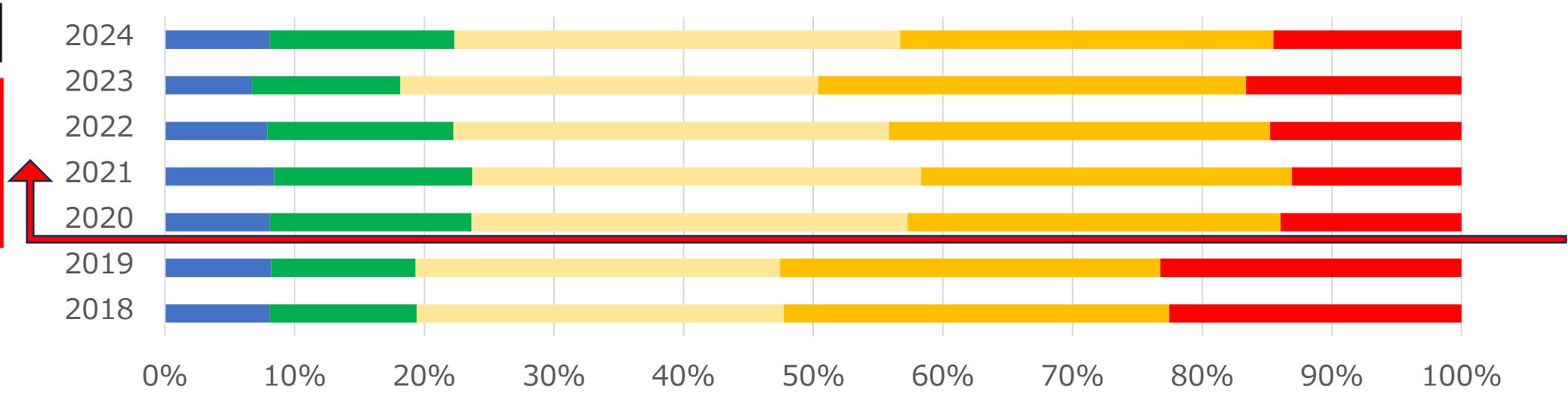
共通教育科目

シラバスガイドに基づきデザインされた授業



専門科目

シラバスガイドに基づきデザインされた授業



■ 3時間以上 ■ 2時間以上 ■ 1時間以上 ■ 30分以上1時間未満 ■ 0~30分未満

②単位（時間）と授業計画

- 学生にも生活がある。そんなにやったらたいへん：分かりますが、卒業時に5580時間あるの？、他国と比べて大丈夫？
- なるべく近づけて、世界と戦う必要があるのでは？
- 15回の授業の中身をしっかり書く、予習復習の指示をきちんと出す、というのは、そういう意味。
- 到達目標がしっかりしていれば、学生の同意の下、変更するのはアリだと思う。（それが先生方の腕の見せ所ではないかと）

分析項目 6 - 6 - 1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること

【分析の手順】

- 成績評価基準については、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- 成績評価基準

【関係法令等】

- 大学設置基準第25条の2（成績評価基準等の明示等）
- 専門職大学設置基準第19条（成績評価基準等の明示等）
- 大学院設置基準第14条の2（成績評価基準等の明示等）
- 専門職大学院設置基準第10条（成績評価基準等の明示等）

分析項目 6 – 6 – 2 成績評価基準を学生に周知していること

【分析の手順】

- 学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所

• 【関係法令等】

- 大学設置基準第25条の2（成績評価基準等の明示等）
- 専門職大学設置基準第19条（成績評価基準等の明示等）
- 大学院設置基準第14条の2（成績評価基準等の明示等）
- 専門職大学院設置基準第10条（成績評価基準等の明示等）

分析項目 6 - 6 - 3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること

【分析の手順】

- 学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。
- G P A 制度を実施している場合は、その目的と実施状況について確認する。
- 個人指導等が中心となる科目の場合は、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。
- 共同教育課程を編成する学科の場合は、構成大学を通じて一貫したものとなっていることを確認する。

※成績評価分布についてのガイドライン（Aをクラスの30%程度とするなど）の策定や成績評価の妥当性の事後チェック（偏りの点検）、答案の返却、模範解答あるいは採点基準の提示等について確認する。

※45時間の学習時間の確保の実態に関する調査を実施している場合には、その資料に照らして確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- 成績評価の分布表
- 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料
- G P A 制度の目的と実施状況について分かる資料
- （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料

③成績評価

【関係法令等】

- 大学設置基準第25条の2第2項（成績評価基準等の明示等）、第27条（単位の授与）、第33条（授業時間制をとる場合の特例）、第44条（共同教育課程に係る単位の認定）、第52条第2項（共同開設科目）、第53条（国際連携教育課程に係る単位の認定）
- 専門職大学設置基準第19条（成績評価基準等の明示等）、第21条（単位の授与）、第56条（共同教育課程に係る単位の認定）、第64条（共同開設科目）、第65条（国際連携教育課程に係る単位の認定）
- 大学院設置基準第14条の2第2項（成績評価基準等の明示等）、第15条（大学設置基準の準用）、第32条（共同教育課程に係る単位の認定等）、第37条（共同開設科目）、第38条（国際連携教育課程に係る単位の認定等）
- 専門職大学院設置基準第10条第2項（成績評価基準等の明示等）、第20条の6（法科大学院における学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定）、第33条（共同教育課程に係る単位の認定）、第37条（共同開設科目）、第38条（国際連携教育課程に係る単位の認定）、第45条

成績評価

茨城大学シラバスガイド

到達目標」に掲げた内容と対応させ、どの程度理解したか、身につけたかを、どのような観点で評価するのかを下記の茨城大学成績評価基準（表1）に沿って具体的に記載する。

表 1

区分	評点基準	評価の内容
A+	90点以上100点	到達目標を十分に達成し、きわめて優れた学修成果を上げている。
A	80点以上90点未満	到達目標を達成し、優れた学修成果を上げている。
B	70点以上80点未満	到達目標と学修成果を概ね達成している。
C	60点以上70点未満	合格と認められる最低限の到達目標に届いている。
D	60点未満	到達目標に届いておらず、再履修が必要である。

<記載例>

A⁺ : ○○の基本的な知識と考え方を十分に修得し、さらにその仕組みについて説明できている。

A : ○○の基本的な知識と考え方を修得し、さらにその仕組みについて説明できている。

B : ○○の基本的な知識と考え方を概ね修得し、さらにその仕組みについて説明できている。

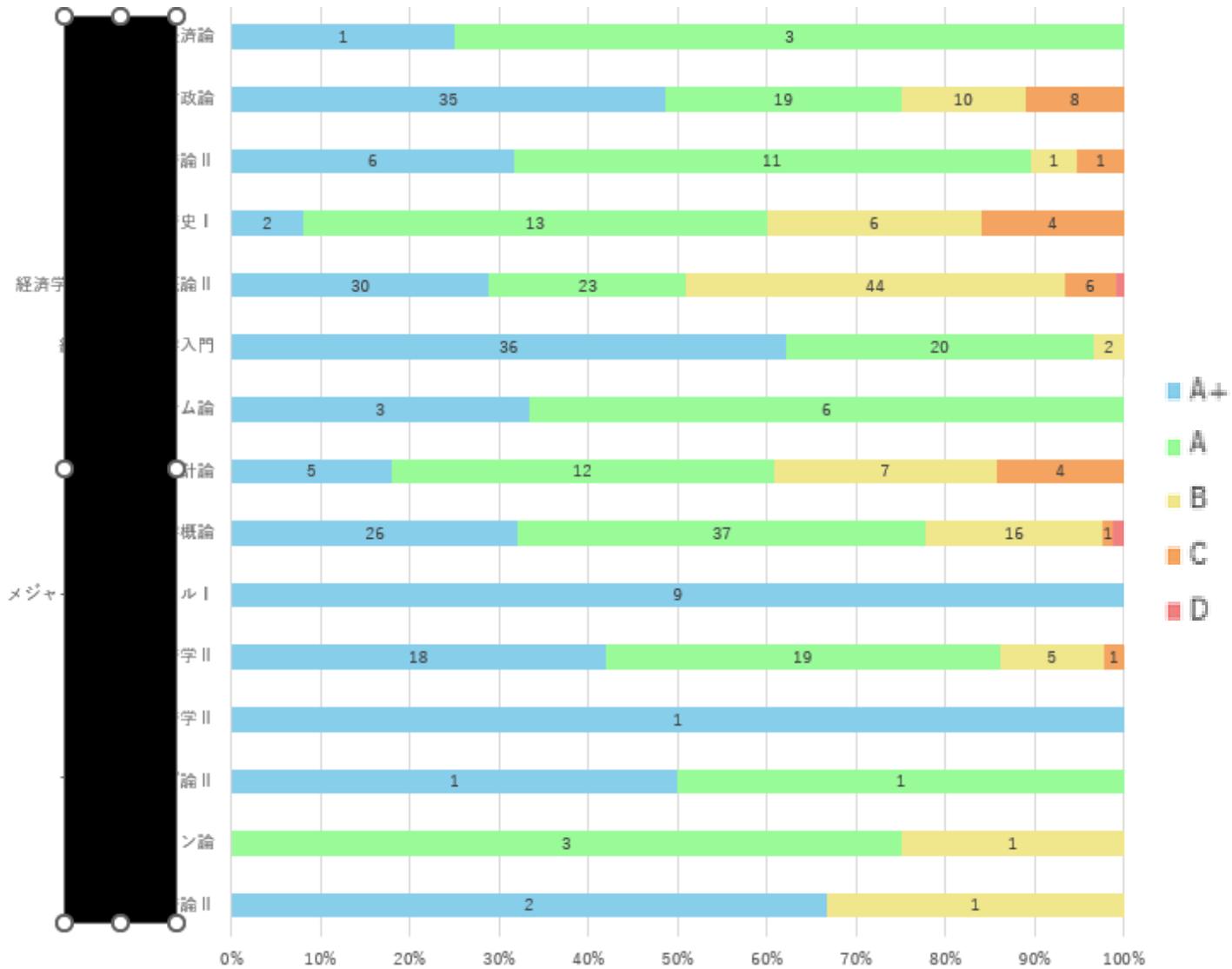
C : ○○の基本的な知識と考え方について最低限の修得をしており、さらにその仕組みについて説明できている。

D : ○○の基本的な知識と考え方が修得できておらず、さらにその仕組みについての説明ができていない。

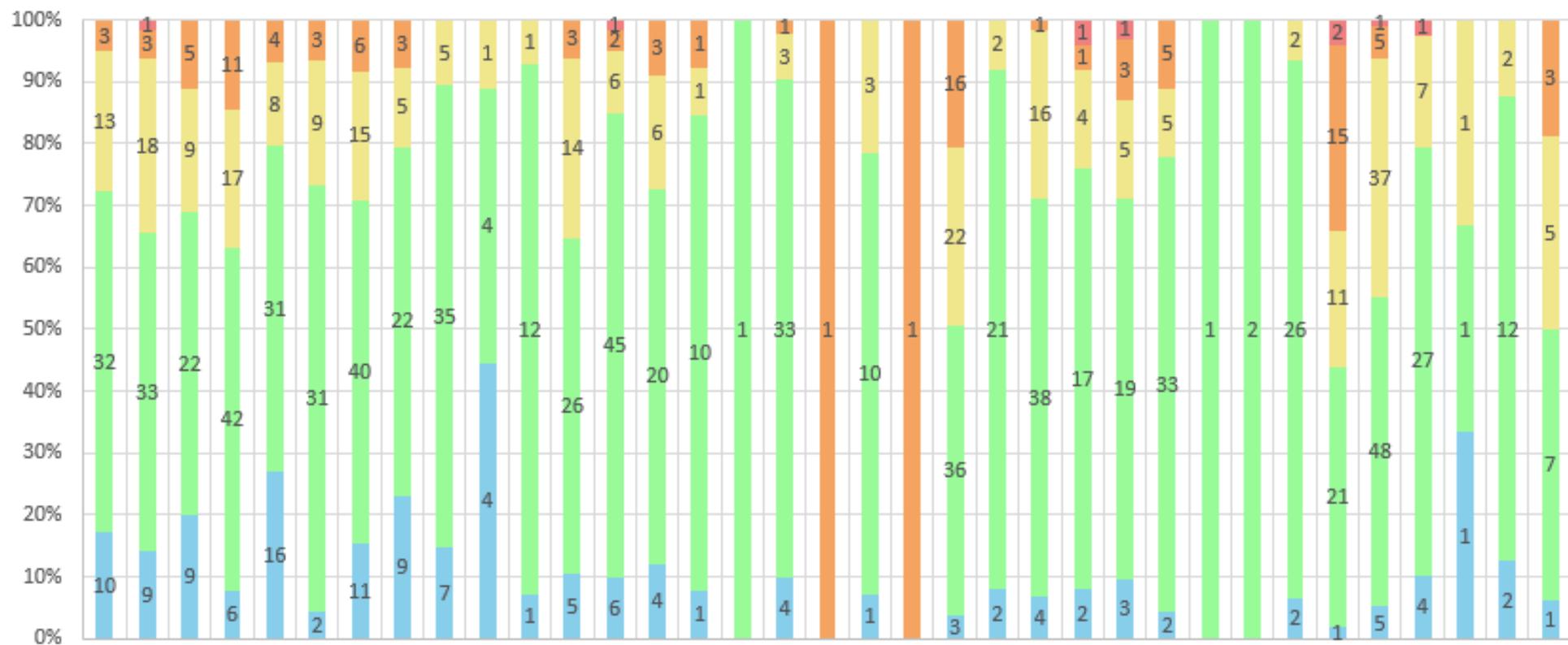
○補足

- 到達目標と関連づけて、成績評価に当たっての客観性・厳格性を確保し、評価に関する観点を明記し、「総合的に評価」のような曖昧な表現は避ける。
- 履修学生は、自身の成績評価に疑義のある場合は異議申し立てができるので、評価レベルに応じた理解度や修得度を、あらかじめ具体的に説明し、客観性を担保していることが望ましい。
- 授業に出席するのは当然のことであるので、毎授業時における質問や小テスト等を行うことで評価に組み入れるなど工夫し、出席自体を成績評価に加味しない。なお、茨城大学ではいずれの学部も試験（小テストやレポートなど成績評価に関わるもの）により成績評価を受けるためには授業への3分の2以上（基盤教育科目「身体活動」については4分の3以上）の出席が必要と履修要項等において提示している。

学科FD用成績分布データ



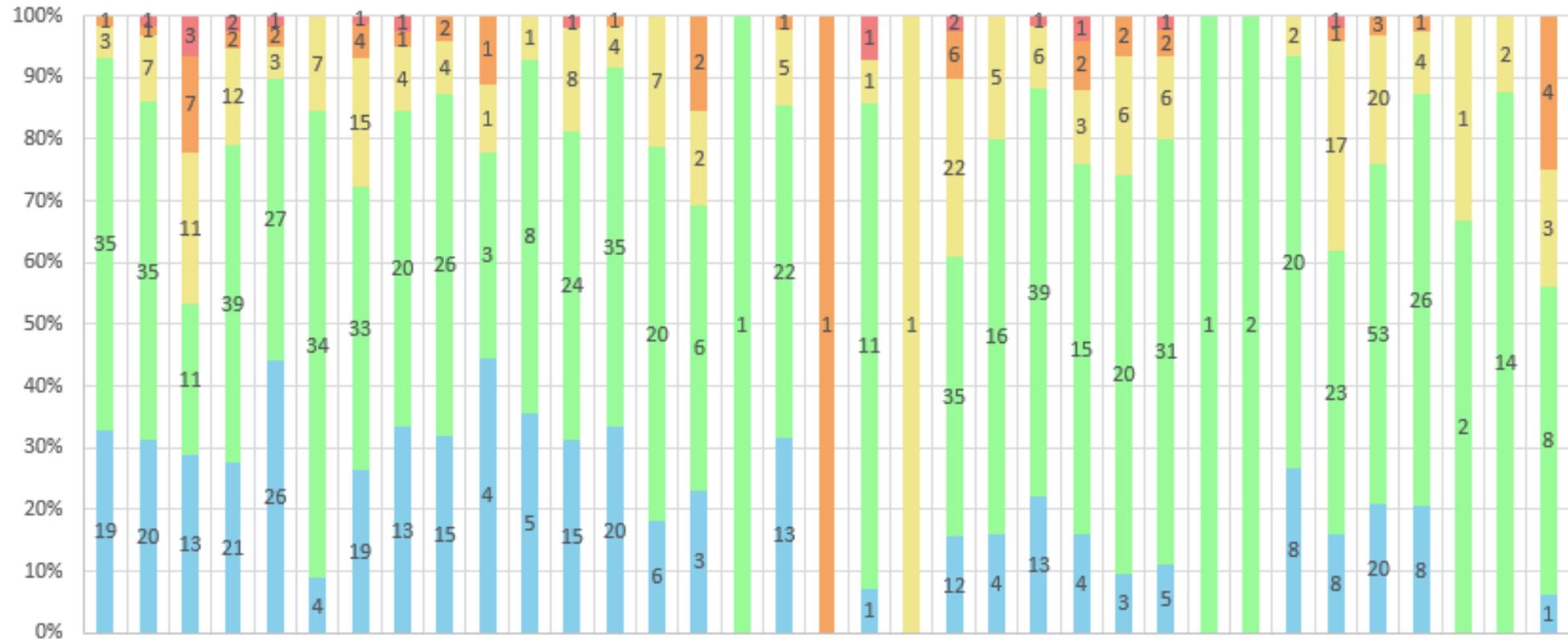
2024前学期(及び2Q)授業アンケート 設問「この授業の内容を理解できましたか？」



表示用回答 ▾

- 1_とてもよく理解できた
- 2_概ね理解できた
- 3_どちらともいえない
- 4_あまり理解できなかった
- 5_まったく理解できなかった

2024前学期(及び2Q)授業アンケート 設問「この授業に全体として満足しましたか？」



表示用回答 ▾

- 1_十分に満足
- 2_概ね満足
- 3_どちらともいえない
- 4_やや不満
- 5_かなり不満

茨城大学「教育の内部質保証マニュアル」による取組

教育課程点検・評価・改善報告書（学科長→学部長）

【成績評価】

<点検項目>

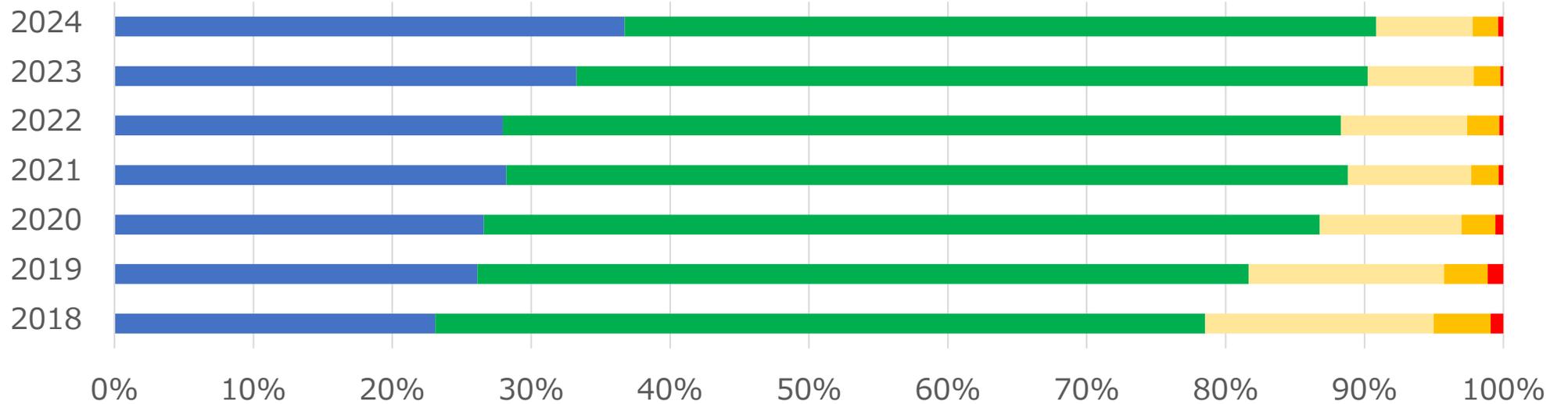
- 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学修成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること【6-6-1】
- 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていること【6-6-3】

<手順等>

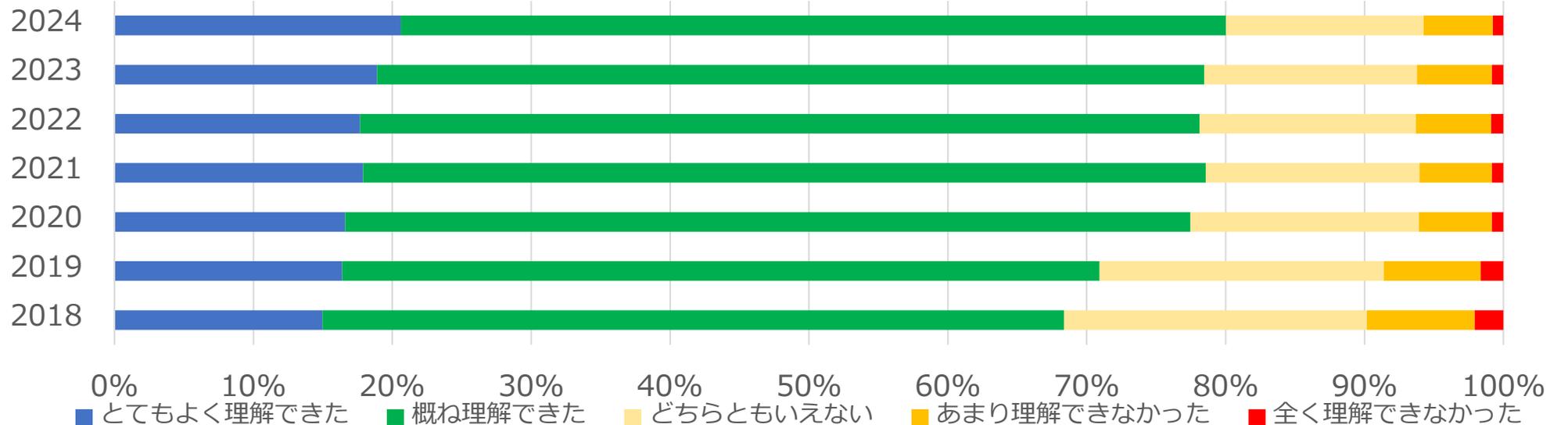
- 全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR 室から提供される成績評価，授業アンケートデータ，授業点検結果等に基づき，以下について，学科会議・FD 等において年1回以上分析。
 - ① シラバスの成績評価基準に関し，組織的な点検が行われていること。
 - ② 卒業研究などの個人指導が中心となる科目については，成績評価の客観性を担保する措置が講じられていること。
 - ③ 全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR 室から提供される成績評価，授業アンケートデータ，授業点検結果等に基づき，適切な成績評価が行われていること。
- 実施責任者は，データ提供を受けた3月以内に点検結果を部局実施責任者に報告。

この授業の内容を理解できましたか？

共通教育科目



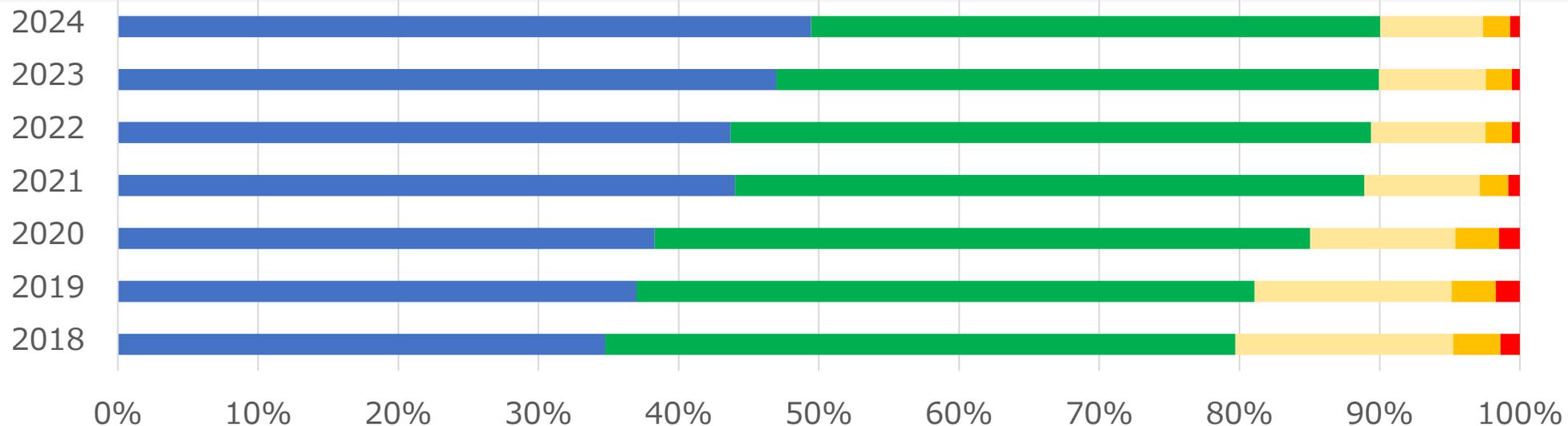
専門科目



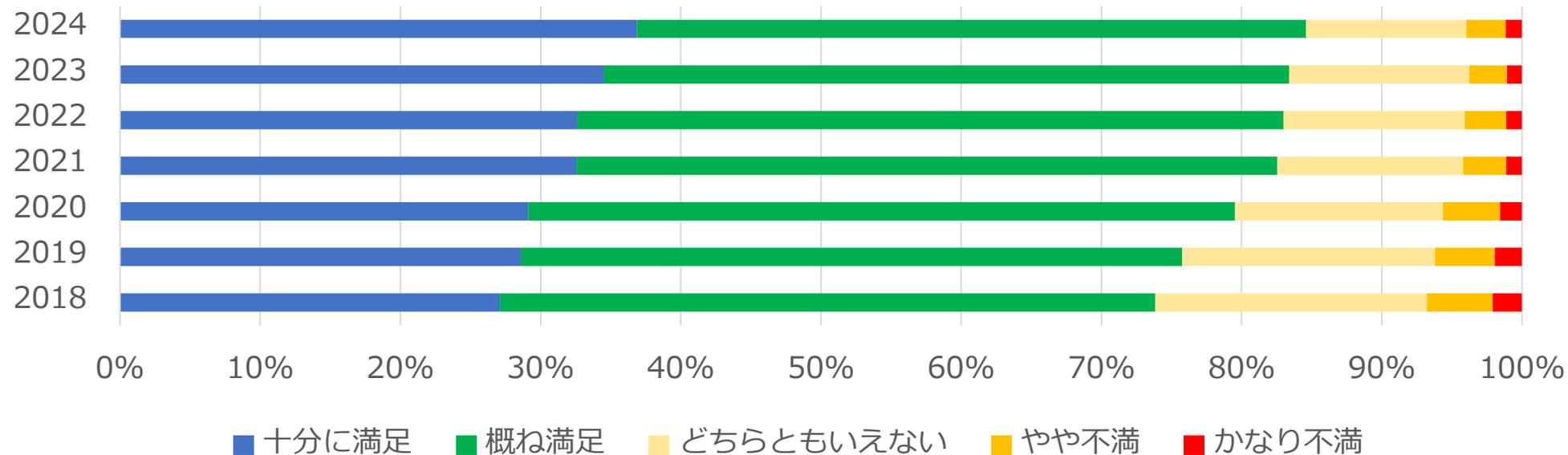
この授業に全体として満足しましたか？

40

共通教育科目



専門科目



③成績評価

- 成績評価の結果などを組織的に確認していますか？
- CPどおりに授業が配置されて、うまく行っているかどうか等：成績分布が「運営している先生方の思惑どおり」になっていれば、よいのでは？
- 授業アンケートの結果なども組織的に確認していく情報なのでは？
- どうやって評価するか≡どの部分をどのように理解してもらいたいのか、ということから授業を設計しているのでは？
- 授業ごとに標準の成績評価基準をアレンジしてみるか？（本当はルーブリックがよいが、たぶんつらい）
- 成績分布やシラバスを互いに「見せっこ」できる文化へ：成績分布をみんなで見てもらってカリキュラムの妥当性を考えてもらう
- GPA成立させるには？：優ってこんな感じ、というのを学科等で共有できている？→優が基本なのですか？、どこまで仕上げ、次の授業の先生に引き継ぎたい？

大項目	中項目		科目レベル(授業全体)/ 授業レベル(1回の授業)
設計	「全体目標と カリキュラム (プロセス)の把握」	ディプロマ・ ポリシー (DP)	科目レベル
		カリキュラム・ ポリシー (CP)	科目レベル
	学修目標とその評価方法		科目レベル
	授業設計 (シラバス作成)		科目レベル・授業レベル
実施	学習指導法		授業レベル
	学修状況の把握		授業レベル
点検・評価	授業の見直し		科目レベル

- シラバスを起点とした教育の改善計画を実施するのであれば、課題を含めた状況把握を全学のさまざまな方々を巻き込んで実施し共有か。
- どのようにしなければならないのか、という点については大学設置基準（学則）を土台にDPなどの教育目標を活用する。
- 改善策の検討は、事務担当、教員（教務委員等含む）、副学長らの協働作業で勝手に進めるのではなく、なるべく様々な方を巻き込む（参加してもらう）ことが重要。
- 各授業の高度化も組織全体という視点でやってもらう。そのためにも、組織での学習成果に関する情報は共有しておくこと議論しやすい（場ときっかけとコンテンツ）。
- 何のために教育改善を行うのか：ここを見失うと単なる作業。日頃は軽めに、たまには重めに、継続性を重視したセッティングが重要かと思います。
- 全体の中で、何をしなくてはならないのか、という視点をこれまで以上に持っていただくことも重要だと思っています（質を意識したりレー）。